

## 報告 1

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言 ～地域移行を目指して～」について

### 1 部活動改革の現状と課題

- 「県部活動の運営方針」の遵守が徹底されず、生徒や教員の心身の健康の維持が困難
- 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむ基盤を培うという目的が軽視される傾向
- 少子化に伴う学校の小規模化等により、生徒の希望する部活動がない事例や指導者不足により専門的な技術指導を受けることのできない事例が増加
- 教員が長時間労働により、学習や生活・進路面で生徒と向き合う時間を十分に確保できない状況

### 2 提言の4つの柱

- (1) 「県部活動の運営方針」に定められた活動時間等の遵守や見直しを図ること
- (2) 学校部活動は、生徒による主体的な企画・運営とし、学校における位置付けを見直すこと
- (3) 生徒がニーズに応じて地域で活動できる環境を確立すること
- (4) 学校の働き方改革を徹底し、教員が本務に専念できる環境を確立すること

### 3 部活動改革のポイント

- 生徒と教員に係る“2つの環境”を整備
  - 1 生徒がニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境
  - 2 教員が学習や生活・進路面で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境
- 地域移行の理解促進・具現化を社会全体で推進するため、情報発信を強化

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言 ～地域移行を目指して～」概要  
 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革有識者会議

**【部活動改革の現状と課題】**

- 「県部活動の運営方針」の遵守が徹底されず、生徒や教員の心身の健康の維持が困難
- 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむ基盤を培うという目的が軽視される傾向
- 少子化に伴う学校の小規模化等により、生徒の希望する部活動がない事例や指導者不足により専門的な技術指導を受けることのできない事例が増加
- 教員が長時間労働により、学習や生活・進路面で生徒と向き合う時間を十分確保できない状況

**【提言の4つの柱】**

- I 「県部活動の運営方針」に定めた活動時間等の遵守や見直しを図ること
- II 学校部活動は、生徒による主体的な企画・運営とし、学校における位置付けを見直すこと
- III 生徒がニーズに応じて地域で活動できる環境を確立すること
- IV 学校の働き方改革を徹底し、教員が本務に専念できる環境を確立すること

**I 「県部活動の運営方針」に定められた活動時間等の遵守や見直しを図ることについて**

- 日常の活動も生徒の自主的・自発的な参加によるものであることの理解を徹底。
- スポーツ医・科学の観点から、生徒の心身の健康を最優先に考慮し、方針に定める活動時間と休養日を厳守。休日に活動した場合においても休養を十分確保。
- 限られた時間内で成果を挙げることができるよう研修を充実。
- 年間の参加大会数について過多にならないよう適切な上限を設定。
- 運営方針を活動過多を抑止する方向で改訂。

**II 学校部活動の在り方について**

- 生徒が自ら活動計画等を立案し、ICTの活用等工夫をした上で顧問に支援を求めるなどの生徒主体の運営体制を構築。
- 多様化する生徒のニーズに対応するため、週の活動日の縮減等により、部活動以外の様々な活動へ参加しやすい体制を構築。
- 地域移行を見据え、学校における部活動の位置付けの果敢な見直しと意識改革が必要。部活動に係る費用の納入・拠出や組織の在り方について改善。

**III 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について**

- 生徒の競技・志向等多様なニーズに対応できる体制を構築するため、地域移行を加速化。
- まずは休日に部活動指導を行う教員をゼロとする目標として設定した期限（令和10年度）を前倒しし、移行完了まで県が最大限支援。
- 指導者の確保に当たり、資格要件・責任を明確化した契約条項や定期的な研修を設定するなど、資質向上のための対策が必要。
- 学校施設等の利活用を促進。経済的困窮家庭への補助や運営主体への支援を検討。事故補償として保険の整備を国に要望。
- 中体連と同様に、地域クラブ等の高体連主催大会への参加について国等に要望。
- 教職員の健康管理を考慮し、兼職兼業の時間を含め勤務時間外在校等時間が45時間を超えることを認めない必要。

**IV 学校の働き方改革を徹底し、教員が本務に専念できる環境の確立について**

- 当面、部活動数の適正化、複数顧問交代制による単独指導の原則を徹底。
- 部活動指導員の活用、保護者等による見守り、拠点校・合同部活動等を推進。
- 大会運営について、組合せ・会議のデジタル化・web化、地方大会の精選、教員によらない運営体制の構築を推進。役員業務に係るサービス管理の整理・兼職兼業手続きの徹底が必要。
- 県・市町村は、地域の実態に応じた地域移行体制構築を加速化。ロードマップの提示等により情報発信を強化。
- 地域移行後の活動過多の防止と指導者の資質向上のため、ガイドラインを策定。

**【部活動改革のポイント】**

- ◎生徒と教員に係る“2つの環境”を整備
  - 1 生徒がニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境
  - 2 教員が学習や生活・進路面で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境
- ◎地域移行の理解促進・具現化を社会全体で推進するため、情報発信を強化

②

専決第4号

令和3年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決するため、上記予算案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和4年3月31日付け教財第2031号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日専決をもって同意しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和4年5月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

## 令和3年度茨城県一般会計補正予算 概要

### 1 今回補正予算額（教育庁分）

（単位：千円）

現 計 予 算 ①	今 回 補 正 額 ②	最 終 予 算 額 ①+②
250,374,086	—	250,374,086
(184,761,179)	(—)	(184,761,179)

※表の上段は歳出予算額，下段の（ ）内は一般財源額

### 2 今回補正予算の内容

#### （1）歳出

今回、補正なし

#### （2）歳入

（単位：千円）

課 名	事 業 名	補 正 額	内 容
財 務 課	みんなに優しい学校施設 づくり推進事業費 (高等学校)	—	○国庫補助金（新型コロナウイルス地方創生臨時交付金）の減
		(—)	歳入額 1,890,000 → 819,800 (△ 1,070,200)
			○県債（公適債）の増
			歳入額 0 → 1,070,200 ( 1,070,200 )

※表の上段は歳出予算額，下段の（ ）内は一般財源額

## 第3号議案

令和5年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校（後期課程）  
の教科用図書採択方針について

令和5年度に県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び県立中等教育学校（後期課程）で使用する教科用図書は、下記の方針により採択するものとする。

## 記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各学校における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。

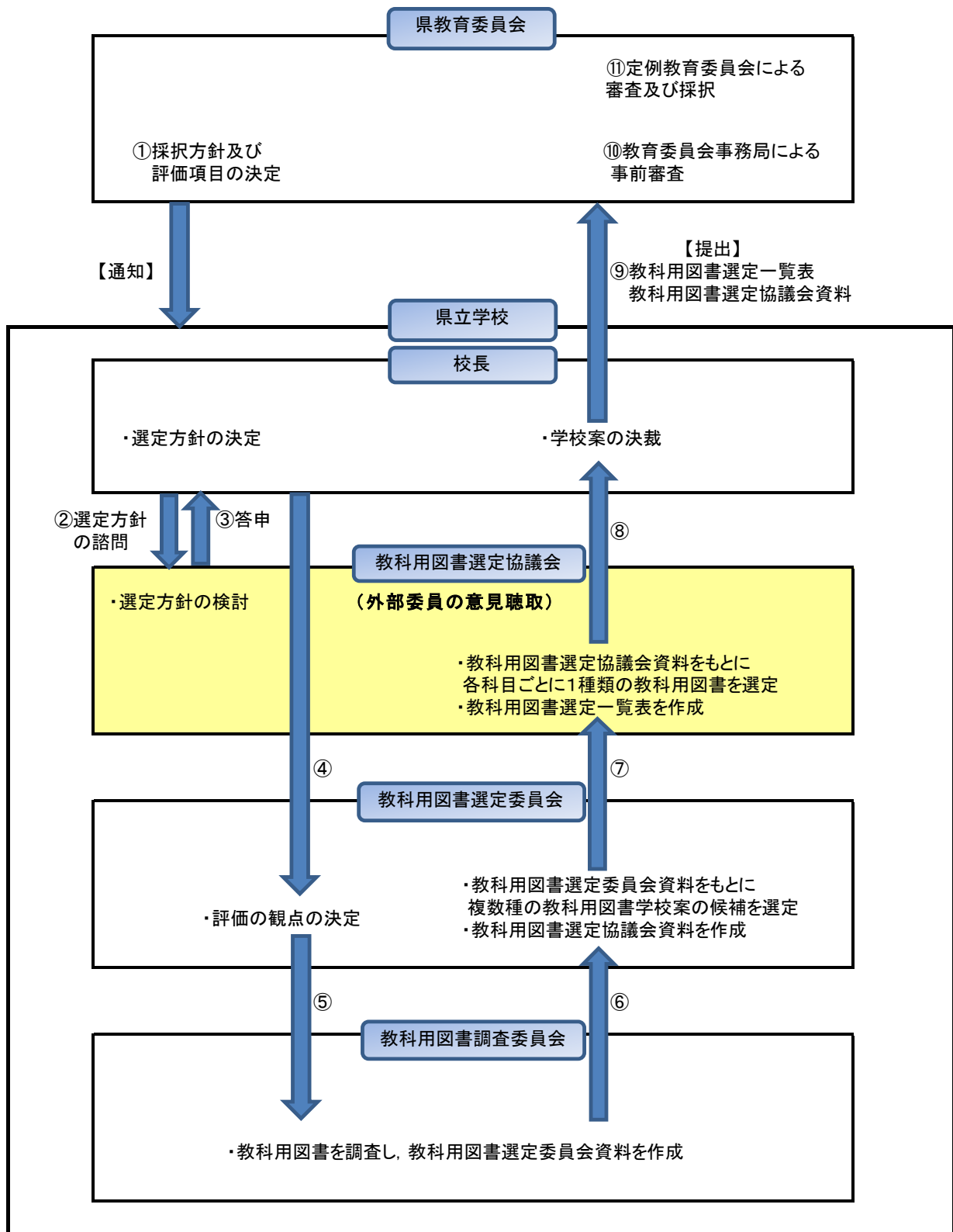
令和4年5月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

## （提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、県教育委員会が県立高等学校及び県立中等教育学校（後期課程）で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。

## 教科用図書採択の流れ



①～⑪は作業手順を示す番号である。また、「茨城県立学校教科用図書選定の手引」を随時活用する。

上記太枠は、採択方針決定後の各学校における選定の流れ。

令和4年5月26日

高校教育課

## 県立学校における教科書の採択について

### 1 教科書の使用義務

○学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）

又は、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）を使用しなければならない。

※中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校は、同法における各学校の章の準用規定により準用。

### 2 教科書の採択権限

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〈市町村立小・中学校〉・・・市町村教育委員会

〈県立学校〉……………県教育委員会

### 3 教科書の採択について

〈県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、及び県立中等教育学校の場合〉

○県立中学校、県立中等教育学校(前期課程)については、学校ごとに採択を行う。

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第3項による。

○県立高等学校、県立特別支援学校についても、学校ごとに採択を行う。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎				◎				
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎			◎			
		採 択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎				◎
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。